

**「県立総合衛生学院移転建替工事に伴う 仮囲いアートデザイン業務」  
企画提案型プロポーザル募集要項**

**1 趣旨**

多くの学生が訪れることとなる、新長田南再開発地区への県立総合衛生学院の移転建替にあわせ、地域と協働したまちのにぎわい創出及び総合衛生学院ほか入居機関のPR等のための仮囲いアートの実施を目的としたデザイン作成業務（以下「業務」という。）を委託する者を選定するための企画提案を募集する。

**2 業務委託の対象者**

業務を委託するための企画提案型プロポーザル（以下「プロポーザルという。）に応募することができる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 当該業務に関する専門知識・ノウハウを有し、かつ当該業務を、地域と協働して円滑に遂行するための人的基盤、経営基盤を有していること。
- (2) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (3) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (4) 業務の実施に当たり、兵庫県との打合せ等に適切に対応することができること。
- (5) 次のいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者

イ 応募図書（5(3)に掲げる書類をいう。以下同じ。）の受付期間において、県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者

エ 県が賦課徴収する全ての県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

オ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体

カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

**3 業務要件**

業務委託仕様書に沿ってプロポーザルに応募する者自らが企画する業務であって、県が委託する業務として公序良俗に反するものでないこと。

**4 事業費 3,086千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）**

**5 企画提案に係る手続**

(1) 募集要項の配布

令和3年9月30日（木）から令和3年10月21日（木）までの間（土曜日及び日曜日、祝日を除く。）の各日午前9時から午後5時30分まで

募集要項の配布は、事務局の配布の方法による。（県HPへも同資料の掲載を行う。）

(2) 参加申込書等の提出

プロポーザルの参加を希望する者は、参加申込書（様式1）、応募者の概要（様式2）を原則として、事務局に持参して提出すること。郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、令和3年10月11日（月）午後5時30分までに事務局に到着するように提出すること。（事務局は郵送中の事故に伴う損害に関して一切の責任を負わないものとする。）

(3) 応募図書（企画提案書等）の提出

応募図書は、原則として、事務局に持参して提出すること。郵送による場合には、あらかじめ電話等により事務局に連絡したうえで、令和3年10月21日（木）午後5時30分までに事務局に到着するように提出すること。（事務局は郵送中の事故に伴う損害に関して一切の責任を負わないものとする。）

(4) 募集要項の内容に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和3年9月30日（木）から令和3年10月6日（水）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）の各日午前9時から午後5時30分まで

イ 提出方法

持参、電子メール又はファックスにより事務局に提出すること。

ウ 質問に対する回答

令和3年10月8日（金）までに回答する。なお、質問回答は県HPへの掲示をもって行うものとし、全ての応募者に対して回答を行う。

なお、確認に時間を要する質問等については、期限までに回答できないこともある。その場合は期限までに回答できない旨を閲覧に付す。

(5) 書類の作成及び提出

この募集要項のほか、業務委託仕様書等の関連資料に基づき以下の書類（以下「応募図書」という。）を作成の上、正本1部、副本7部を提出すること。

ア 企画提案書（様式任意）

イ 業務実施体制等に関する書類（様式任意）

ウ 経費積算見積書（様式第3号）

エ その他提案内容を説明する書類

オ 添付書類

(ア) 会社概要等提案者の概要を説明する書類（会社パンフレット等）

(イ) 納税証明書（2種類：提出の日において発行から3か月以内のもの）

①消費税又は地方消費税に滞納のない証明

国税所管：税務署（納税証明書「その3の2」若しくは「その3の3」）

②全ての県税に滞納のない証明

地方税（都道府県）所管：兵庫県内県税事務所（「納税証明書（3）」）

※次号により応募者資格確認資料一式を提出する場合については省略可

キ 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写）

（兵庫県物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されていない者については補足資料（応募者資格確認資料一式）を参照のこと。

(6) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費、ヒアリングの出席に要する経費は応募者の負担とする。

- (7) 応募図書の著作権  
応募図書の著作権は、応募者に帰属する。
- (8) 応募図書の取扱い  
応募図書は、審査のためにのみ使用し、応募者には返却しない。

## 6 審査

### (1) 審査の方法

審査委員会を設置し、以下の項目について審査の上、業務を委託する者を選定する。なお、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

- ア 企画構成 企画・デザイン等のアイデア、業務の実施方法の妥当性等
- イ 実施体制 業務の実施の体制、ノウハウ及び実績、関係団体等との協力関係の見込み等
- ウ その他 その他業務を遂行するに当たっての創意工夫等

### (2) 審査会の開催日時・場所等について

- ・日程（予定）：令和3年10月28日（木）～11月5日（金曜）
- ・時間：上記の日程のうちいずれか1日で2時間程度（応募者数により変動あり）
- ・場所：新長田合同庁舎7F D・E会議室（神戸市長田区二葉町5-1-32）
- ・実施方法：原則対面とするが、参加者等の都合によりオンライン開催の可能性あり（使用するソフトについては未定）

※審査会の日時については10/12（火）以降に事務局より提示する

### (3) 審査の結果の連絡

審査の結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。

## 7 業務の内容等

- (1) 県は、業務を委託する者として選定されたもの（以下「選定業務者」という。）と提案業務の実施方法等その内容について、協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と選定業務者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
- (2) 選定業務者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を県に提出すること。なお、業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。
- (3) 選定業務者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除し、委託料の支払を停止し、又は選定業務者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (4) 選定業務者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。

## 8 事務局

兵庫県神戸県民センター県民交流室 企画防災担当 村田・奥野  
〒653-8767 神戸市長田区二葉町5-1-32 新長田合同庁舎7階  
電話 078-647-9065（直通） ファックス 078-642-1010  
電子メール kobe\_kem@pref.hyogo.lg.jp

(補足資料) (応募者資格確認資料)

「県立総合衛生学院移転建替工事に伴う 仮囲いアートデザイン業務」  
企画提案型プロポーザル募集要項 (応募者資格確認資料)

兵庫県物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されていない者については、応募図書「物品関係入札参加資格審査結果通知書(写)」に代えて、下記書類一式を提出すること。

記

	提出書類	備考	法人・個人事業者の提出に関する要否について
1	商業登記簿謄本 [登記(履歴または現在) 事項証明書]	原本又はコピー。発行後3ヶ月以内のもの。 ※会社が所在する法務局で発行。 ※日本国内に商業登記がない外国法人の場合、本国の管轄官庁が発行する証明書及び、その日本語訳文。	法人：要 個人：不要
2	身分証明書(禁治産者、準禁治産者、又は破産者でないことの証明書)	原本又はコピー。発行後3ヶ月以内のもの。 ※代表者の本籍地である市区町村で発行。 ※外国人の場合は市区町村で発行している住民票のコピー。	法人：不要 個人：要
3	成年被後見人、被保佐人、被補助人でないことの証明書 (登記されていないことの証明書)	原本又はコピー。発行後3ヶ月以内のもの。 ※東京法務局又は全国の法務局・地方法務局で発行。 (県内は神戸法務局本局のみ。)	法人：不要 個人：要
4	兵庫県税納税証明書 様式(3)	原本又はコピー。発行後3ヶ月以内のもの。 対象税目：兵庫県税(個人県民税及び地方消費税を除く。) ※兵庫県の県税事務所で発行。 ※県内に事業所がある場合は、非課税業者であっても必要。県内に事業所がない場合は提出不要。	法人：要 個人：要
5	消費税納税証明書 その3の3	原本又はコピー。発行後3ヶ月以内のもの。 対象税目：消費税(消費税及び地方消費税) ※本店所在地を所管する税務署で発行。 ※その1は不可。	
6	直前決算期の 決算書類	損益計算書、貸借対照表 ※申請日以前で決算が確定しているもの。	法人：要 個人：不要
7	直前決算期の 所得税確定申告書のコピー	※申請日以前で決算が確定しているもの。	法人：不要 個人：要
8	誓約書	別記の様式で誓約書を提出すること。	法人：要 個人：要

## 別記

### 誓約書

「県立総合衛生学院移転建替工事に伴う 仮囲いアートデザイン業務」企画提案型プロポーザルへの応募にあたり、下記のとおり誓約します。

### 記

応募者は、宗教又は政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団の統制の下にある団体等でないこと。

令和 年 月 日

兵庫県 神戸県民センター長 西躰 和美 様

(応募者)

事業者・団体の名称

住所

代表者名

電話番号

E-mail

## 県立総合衛生学院建替整備事業について

### 1 事業概要

これまで高い専門性と職業倫理を持った優秀な看護師等の医療専門職を養成してきた総合衛生学院について、施設の老朽化が著しいことから、新長田駅南地区に移転・建替整備を実施。

### 2 整備概要

- ①建設地 神戸市長田区腕塚町5丁目5番1（腕塚5第3工区）
- ②構造等 鉄骨造・地上9階建（地階なし）
- ③入居機関 県立総合衛生学院、兵庫県立大学、兵庫教育大学
- ④整備期間 工事開始R4年3月、供用開始：R5年9月（いずれも予定）

### 3 入居機関

階	機関名	主な用途	概要
9	総合衛生学院	大講堂兼体育館	・式典行事、体育授業等
8	兵庫教育大学	講義室等	・神戸ハーバーランドキャンパスを拡充・移転し、働きながら学べる現職教員の教育拠点として活用 ・地域住民や学校関係者への心理相談の拡充
7		演習室、事務・教員室等	
6		臨床心理相談室、演習室等	
5	兵庫県立大学	講義室、研究室、多目的室等	・新長田副都心リカレント学習拠点として、社会人のスキルアップやAI人材の育成などに活用
4	総合衛生学院	講義室・実習室等 事務・教員室等	・各学科教室、実習室、学生カソ、学生用図書室（1階）
3	・助産・介護福祉学科		・現在分校として設置の介護福祉学科を統合
2	・看護学科		・学科特性を活かした各種教室（歯科、子育て、健康等）
1	・歯科衛生学科		を実施し、地域に開かれた学校を目指す

（参考HP等）

総合衛生学院：<http://hseg01.ec-net.jp/>

兵庫教育大学：

移転計画 URL [https://www.hyogo-u.ac.jp/new\\_campus.php](https://www.hyogo-u.ac.jp/new_campus.php)

ハーバーキャンパスURL <https://www.hyogo-u.ac.jp/facility/khlc/floormap/>

県立大学：別紙「県立大学入居概要」

【イメージパース】



## 兵庫県立大学における新長田副都心リカレント学習拠点の整備

---

### ■ 基本的な方向性

地域に根ざした教育・研究をベースにした、県立大学のシーズを最大限に活かして、県民や企業のニーズに応じたリカレント学習拠点を整備する。

- (1) 大学発ベンチャーの拠点とするほか、起業をめざす県民や、企業との共同研究講座などによるイノベーション創出の場をつくる。
- (2) AI、IoT、ビッグデータが産業や生活を根底から支えていく時代を迎え、県立大学の技術シーズを活かし、社会人・学生を含む幅広い層を対象に、新たな知識・技能を身につける場をつくる。
- (3) 在宅勤務の拡大、企業による副業の推奨など、自分のライフスタイルにあわせた働き方へのシフトが進むなか、県民が時代の変化にあわせて「学び直し」ができる機会をつくる。

### ■ 整備内容

セミナー室（多目的室）、交流スペース、研究室、コワーキングスペース等

### ■ 今後のスケジュール

学内準備組織の立ち上げ（2022年当初予定）